

平成29年第3回  
利根町議会定例会会議録 第5号

平成29年9月15日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	大越勇一君	7番	高橋一男君
2番	新井滄吉君	8番	今井利和君
3番	石山肖子君	9番	五十嵐辰雄君
4番	花嶋美清雄君	10番	若泉昌寿君
5番	新井邦弘君	11番	石井公一郎君
6番	坂本啓次君	12番	船川京子君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	佐々木喜章君
教 育	長	杉山英彦君
総 務 課	長	清水一男君
企 画 財 政 課	長	飯塚良一君
税 務 課	長	赤尾津政男君
住 民 課	長	金子三千雄君
福 祉 課	長	石田通夫君
子 育 て 支 援 課	長	岡野成子君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長		須海満君
環 境 対 策 課	長	大津善男君
保 険 年 金 課 長 兼 国 保 診 療 所 事 務 長		武藤武治君
経 済 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長		大越直樹君
都 市 建 設 課	長	石川篤君
会 計 課	長	飯島和代君
学 校 教 育 課	長	寺田寛君
生 涯 学 習 課	長	野田文雄君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	六 本 木 通 男
書	記 宮 本 正 裕
書	記 野 田 あゆ美

1. 議事日程

---

議 事 日 程 第 5 号

平成29年9月15日（金曜日）

午前10時開議

- |        |            |                                 |
|--------|------------|---------------------------------|
| 日程第1   | 議案第29号     | 利根町課等設置条例の一部を改正する条例             |
| 日程第2   | 議案第30号     | 利根町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例     |
| 日程第3   | 議案第31号     | 平成29年度利根町一般会計補正予算（第2号）の専決処分について |
| 日程第4   | 議案第32号     | 平成29年度利根町一般会計補正予算（第3号）          |
| 日程第5   | 議案第33号     | 平成29年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）    |
| 日程第6   | 議案第34号     | 平成29年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）   |
| 日程第7   | 議案第35号     | 平成29年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第1号）     |
| 日程第8   | 議案第36号     | 平成29年度利根町介護保険特別会計補正予算（第1号）      |
| 日程第9   | 議案第37号     | 平成29年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）  |
| 日程第10  | 議案第38号     | 平成29年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）   |
| 日程第11  | 議案第39号     | 工事請負契約の締結について                   |
| 日程第12  | 議案第40号     | 利根町過疎地域自立促進計画の策定について            |
| 日程第13  | 議案第41号     | 平成28年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件         |
| 日程第14  | 議案第42号     | 平成28年度利根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件   |
| 日程第15  | 議案第43号     | 平成28年度利根町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件  |
| 日程第16  | 議案第44号     | 平成28年度利根町営霊園事業特別会計歳入歳出決算認定の件    |
| 日程第17  | 議案第45号     | 平成28年度利根町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件     |
| 日程第18  | 議案第46号     | 平成28年度利根町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第19  | 議案第47号     | 平成28年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件  |
| 追加日程第1 | 委員会提出議案第1号 | 利根町議会委員会条例の一部を改正する条例            |

日程第20 議員派遣の件

日程第21 常任委員会並びに特別委員会の閉会中の所管事務調査の件

日程第22 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

## 1. 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第29号

日程第2 議案第30号

日程第3 議案第31号

日程第4 議案第32号

日程第5 議案第33号

日程第6 議案第34号

日程第7 議案第35号

日程第8 議案第36号

日程第9 議案第37号

日程第10 議案第38号

日程第11 議案第39号

日程第12 議案第40号

日程第13 議案第41号

日程第14 議案第42号

日程第15 議案第43号

日程第16 議案第44号

日程第17 議案第45号

日程第18 議案第46号

日程第19 議案第47号

追加日程第1 委員会提出議案第1号

日程第20 議員派遣の件

日程第21 常任委員会並びに特別委員会の閉会中の所管事務調査の件

日程第22 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

---

午前10時00分開議

○議長（船川京子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に、諸般の報告を行います。

決算審査特別委員会委員長から、委員会審査報告書が提出されておりますので、その写

しをお手元に配付してあります。

以上、ご報告します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

(傍聴席より発言する者あり)

---

○議長（船川京子君） 日程第1……。

○10番（若泉昌寿君） 声、聞こえないと言ってるよ。

○議長（船川京子君） 日程第1，議案第29号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案に対し質疑通告している議員は2名です。

これから、本案に対する質疑を行います。

通告順により、5番新井邦弘議員。

○5番（新井邦弘君） 議案番号，議案第29号，議案名，利根町課等設置条例の一部を改正する条例について，提案理由に業務内容の増加に伴い組織の見直しを行うとの詳細な理由についてをお聞きしたいと思います。

○議長（船川京子君） 新井邦弘議員の質疑に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 組織を見直すことの詳細な理由ということですが，議会初日に総務課長から説明しましたが，さらに詳細ということですので，私から，企画財政を企画課と財政課に分けようと考えた理由を説明させていただきます。

私が就任した直後から，公約に掲げた事項を所管することとなる各課長や職員の皆さんと，取り組み方法など，何度となく打ち合わせをさせていただきました。また，その後に町長事務引き継ぎによる各課からの業務内容の説明を受けまして，全ての課長やその職員の皆様といろいろな話をさせていただきました。

その話の中で幾つかの課では，業務量が多くなり職員数が足りないということはお聞きしましたが，企画財政課のように，一つの課として7係というのは，ほかの課と比べても2係から3係多い状況でありましたので，係数が多いということは，それだけ業務内容も多いということですので，1人の課長では全てを把握し，指揮監督することはかなり難しい状況にあると思ったものであります。

議員の皆様も，議会での一般質問や予算説明，質疑などの企画財政課長としての答弁を聞いていまして，感じ取っていただけていらしたのではないかと思います。

また，総務課長も説明しましたが，特に企画部門での業務内容が今年度から増加をしております。その内容としましては，9月からの地域おこし協力隊の採用による新たな取り組みや，利根町元気プロジェクトの始動，2カ年計画で実施している町の最上位計画とな

る第5次総合振興計画の改定作業、また、4月1日付で過疎地域に指定されたことによる過疎自立促進計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略の実施の実行により、過疎地域の脱却に向けての取り組みも始まっております。

さらに、私の公約の実行や、その総合調整などを担っていただくことになりまして、公約以外でも私の考えた新たな取り組みに対しても、企画部門では企画立案をしてもらいます。

また、これから、私の初めてとなる来年度予算に向けての3カ年実施計画の策定も始まりますので、この10月からの企画部門として業務内容もふえ、ますます役割も重要になってきますので、1人の課長が企画部門と財政部門の両方を指揮することは、それぞれの役割も十分に機能しない状況にあります。

また、財政部門としても、私の初めてとなる来年度の予算編成作業が始まりますが、財政力指数が低い状況であることから、予算編成に当たっては、この厳しい財政状況を考慮しながら企画部門でまとめた3カ年実施計画の内容について協議を行い、実施すべき事業の選択を行っていかねばなりませんので、財政部門の役割も重要であります。

このように、企画部門と財政部門は、これから重要な役割を担っていただきますので、できる限り早く企画課と財政課に分けて、それぞれの課長に専門性をもって事務執行の指揮をとらせるために、10月1日施行という課等設置条例の一部を改正する条例を提案させていただいたものであります。

どうぞ、適切なお判断をお願いいたします。

○議長（船川京子君） 新井邦弘議員の質疑が終わりました。

次に、3番石山肖子議員。

○3番（石山肖子君） 3番石山肖子です。議案第29号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例について質問いたします。

3つあります。

1番、企画財政課が企画課と財政課とに独立することによる、それぞれの分掌事務に対しての人員配置の変更はございますか。

また、企画財政課全体で取り組んでいたイベント、行事等がございしますが、これは企画課のみの増員で賄えるのか。

続きまして、2番は分掌事務に関してでございます。分掌事務は、新しい案では、(1)重要施策の企画立案及びこれに伴う総合調整に関することとありますが、これに住民自治基本条例策定業務は入るのでしょうか。

また、(6)番のまちづくりに関すること、この分掌事務には協働のまちづくりに関しての業務が含まれるのでしょうか。

3番目は、分課された後ですけれども、それぞれの課の窓口の事務範囲を混乱のないよう住民に周知する、どのように周知するのかお伺いいたします。

○議長（船川京子君） 石山議員の質疑に対する答弁を求めます。

清水総務課長。

○総務課長（清水一男君） まず、1番目のそれぞれの分掌事務に対しての人員配置の変更ということでございますけれども、今回、課等設置条例の一部改正に伴う人事異動に関しましては、本日、可決いただけたら検討することとなります。

次に、これまで取り組んでいたイベント等は、企画課のみで賄えるのかということでございますけれども、これまでも各課で行っているイベント等で職員数が足りない場合には、全部の課や特定の課に協力を依頼しまして、イベント等を実施しております。

企画課に限らず、そのような体制はこれからもとっていきますので、必要に応じ、企画課から他の課に協力依頼を行い、実施していくこととなります。

2番目の、住民自治基本条例の策定業務と協働のまちづくりに関する業務はどこが担当するのかということだと思っておりますけれども、どちらも企画課が担当することとなります。

3番目の、それぞれの課の事務範囲をどのように周知するのかということでございますけれども、これまでも組織の改編を行った場合には、町広報紙、町ホームページにより周知してきておりますので、同様に周知していきたいと考えております。

また、今回の改正による変更は、少し時間はかかりますけれども、町ホームページには、利根町行政組織図のページには主な分掌事務を含めて全体の組織図を常時公表しております。また、各課紹介のページにも、各課ごとに主な分掌事務は常時公表しております。

また、分掌事務の詳細につきましては、利根町例規集も公表しておりますので、例規集の中の利根町行政組織規則をごらんになっていただければ詳細がわかります。

○議長（船川京子君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） 1番から3番までお答えいただきましたが、1番について、次の質問にお答えください。

この人員配置についてですけれども、私の考えを申します。費用対効果ということが非常に重要だと思います……（「質疑だよ」と呼ぶ者あり）ですので、この進捗管理を行っていき、人員の特性、専門性を生かした配置をすると町長は言われましたけれども、じゃあここをもう一度ご確認いたします。

人員配置について、人数だけでなく、これからなんでしょうけれども、その専門性や特性を生かしたことによる効率化を図っていかれるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（船川京子君） 清水総務課長。

○総務課長（清水一男君） 今回の課等設置条例の可決をいただきましたら、10月1日から施行となりますので、10月1日に向けて人事異動をこれから検討していくこととなりますけれども、議員のおっしゃったようなところも考慮しながら考えていきたいと思っております。

○議長（船川京子君） 石山肖子議員の質疑が終わりました。

以上で議案第29号に対する質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

11番石井公一郎議員。

〔11番石井公一郎君登壇〕

○11番（石井公一郎君） それでは、議案第29号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例について、反対討論いたします。

提案理由では、企画財政課の業務内容等の増加に伴い、権力の集中をするために組織の見直しを行いたいとのことで提案されましたが、町長が就任して日も浅いのに、役場内部の状況をよく把握されているなど不思議であります。内部職員の意見があったのではないのでしょうかと考えざるを得ません。

ほかの課でも忙しいところはあると思います。なぜ企画財政課の一つの課だけ行政改革を、私は行政改革の中で全体を見て実施すべきであると思います。財源が厳しい、厳しいと言っておきながら、課を分割すれば、課長1人増、場合によっては予算の増となるかもしれません。平成29年度予算ベースで人件費は予算全体の24.9%を占めております。どの科目よりも多大であります。

そのようなことでありますので、私はこの課を分割することについては、反対いたします。

○議長（船川京子君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

10番若泉昌寿議員。

〔10番若泉昌寿君登壇〕

○10番（若泉昌寿君） 議案第29号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例につきまして、私は賛成の立場で討論をさせていただきます。

利根町の場合、財政課と企画課、私の知っている限りでは、大分前なんですよ、井原町長がたしかグループ制をとったときがございます。その後、井原町長が今度遠山町長にかわりまして、今、石井議員が即何日もたたないのと言いましたけれども、遠山町長は即今の体制にしました。そういう点は私も納得できません。

それはそれでいいとしても、その後、ずっと私、議員といたしましてここ遠山町長と一緒にこの議会をやってまいりましたが、常に私思いましたのは、あのときはずっと長い間、秋山課長が課長として財政課と企画課の課長をしておりました。本当に忙しい人だなと、私は陰から見えていたけれども、よく考えてみれば、財政と企画課、財政というのはまさしくお金なんですよ、企画課というのは、この利根町、いろいろなことをやらなくちゃいけない事業、そういうことをするのが企画課なんです。それを一つの課長がやるというのは、どこかに無理が生じます。やはりこれは、ここで分けなければいけません。

ですから、佐々木新町長は、町長に就任していろいろ考えた挙げ句、そのような考えを持って、今度分けようかという考えを持ったと思います。

それで、私、特に今回思いましたのは、佐々木町長が町長になったときには、既に4月1日に過疎に指定されてしまいました。ですから、悪い言葉で言えば、利根町、最悪の時代なんです。そういう時代に佐々木は町長になったわけです。でも、彼は何とかしなきゃいけないって、そういう強い姿勢のもとでいろいろと考えた挙げ句の中だと、私は思っています。

特に企画課というのは、これから大変です。要するに過疎を脱却するに当たっては、まず、企画課の課長が一生懸命、これは町長はもちろんそうなんです、そのようにやっていかなければ、この利根町が脱却することはなかなか難しいです。そういう面で二つの顔の一つでなくて、財政課と企画課を分けて、企画課は企画課で一生懸命これから過疎脱却のためにやっていかなくちゃいけないと、そういう気持ちが私は強いので、この案には賛成します。

○議長（船川京子君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

5番新井邦弘議員。

〔5番新井邦弘君登壇〕

○5番（新井邦弘君） 議案第29号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例に対して、反対の討論をさせていただきます。

議案の上程書にもありますように、企画課は1から8の係が現在存在しております。平成18年には5係、平成26年には6係、そして平成28年には7係、そして現在は今度新しくできると9係になると思うんですけども、その中で、議員の皆さんもご承知だと思いますけれども、決算審査委員会、その中で皆さんも企画財政課の決算の認定、いろいろなことを見たと思いますけれども、まず（3）統計に関すること、これは平成28年の決算では、予算現額が22万4,000円に対して、支払い済額が2,400円です。この一つでこの予算現額があったのに、2,400円とほとんど機能していない。

それから、4番ですね、市町村合併に関すること、これ、ほとんど予算がついていません。これ平成17年の龍ヶ崎市との合併問題があったときにつくった係だと思いますけれども、この係に対してもほとんど係の職員は要らないと思います。

また、7番目、企業誘致に関すること、これは予算現額で10万1,424円の計上に対して、一応10万円は支出しています。ただ、この10万円の支出は工業団地企業立地推進協議会への、ただの負担金です。

ですから、この項目に、提案理由にあるように、「業務内容の増加に伴い」、これが私はどうしても納得できないと。三つの係はほとんど機能していない状態なのに、これを分ける必要はないんじゃないかと、もうちょっと業務内容を見直して、まだ今の段階は早いと思うので、この29号には反対です。

○議長（船川京子君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

3番石山肖子議員。

〔3番石山肖子君登壇〕

○3番（石山肖子君） 3番石山肖子です。私は、議案第29号に賛成の立場から討論させていただきます。

企画財政課が企画課と財政課とに独立することに関して、賛成の立場で、次の三つの理由を申し上げます。

1、業務の量、2、業務の質、3、費用対効果、この三つの視点に関してでございます。

まず、業務の量につきましては、住民のニーズが多様化してきている現在、また、情報化社会の進展により情報発信形態の大きな変化も時代背景としてあります。総合企画部門という意味での業務は増加をしておりますから、機能的に遂行しなければならない。また、調査研究も並行しつつ、効率的に対応していく必要があります。

さらに協働のまちづくりに関しても、環境整備という意味での住民自治基本条例の策定業務、また協働の理念の啓蒙、さらにはみずから実践を、この企画課というところが遂行していくこととなります。住民参加型のボトムアップを取り入れた最初の重要な改革となります。

次に、業務の質についてでございますが、財政部門と企画部門は本来別のベクトル、つまり別の方向と質をもって独立して運営されていくべきであると、私は考えます。それぞれの組織が必要であると思います。同じ課の中でそれぞれが役割を果たせばよいのではないかという論もあるかもしれませんが、同じ課内であっても、お互いに客観的な視点でのチェック機能が十分作用するというような効果が、課が別である状態であるよりも低いと考えます。

3、費用対効果、これにつきましては、今後の業務の効率化の仕方いかんにかかっていると思います。費用に対しての効果をより多くするため、上回るためには、生産性と質の向上のための工夫の指針をしっかりと持っていかれるかと思えます。特に、大きな企業などと違い、利根町のような課の規模の人員においては、人数よりも、その人員の特性、専門性を生かした配置や進捗管理を行い、生産性と質の向上を目指すことにトライしていただきたいと思えます。

人件費、イコール費用ですね、この費用とその効果、これのバランスだと思います。組織の統合と分割はそのときどきの時代背景やニーズ、経営状況によって考えられ、判断されるのに、どちらが正解というものではない、これは重々承知をしておりますが、この状況において、私は分課することに賛成いたします。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（船川京子君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

4番花嶋美清雄議員。

〔4番花嶋美清雄君登壇〕

○4番（花嶋美清雄君） 私は、議案第29号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例に反対の立場です。

まず、提案理由、企画財政課の業務内容の増加に伴い、組織の見直しをしたいので提案すると、町長のほうから提案理由がありました。確かに企画は増加しております。ただし、先ほど新井邦弘議員が申したように、統計に関する業務、市町村合併に対する業務、そしてまた企業誘致に関する業務が三つあるんですね、それも企画課ということで記載されているんですよ。

このように、本当に業務が停止されている、全然行われていない業務も含まれての増加に伴い、こういうふうに出ております。全体を通して業務はふえているんだけど、業務されている係がありません。なので、私はこの条例の一部を改正する条例に反対します。

（傍聴席より発言する者あり）

○議長（船川京子君） 傍聴人に申し上げます。静粛に願います。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

1番大越勇一議員。

〔1番大越勇一君登壇〕

○1番（大越勇一君） 議案第29号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例に賛成の立場で発言させていただきます。

議会初日の総務課長の説明によりますと、現在の企画財政課は、まちづくり推進課を係として統合したほか、シティプロモーション係をふやし、企画部門からは2係から4係にふえ、企画と財政合わせて、現在7係であるとの説明を受けました。

ここで重要なのは、企画部門の業務が増大しているということです。なぜなら、企画部門は今後の利根町の未来を設計し、まちづくりを担っていく部門だからです。現在、町ではまち・ひと・しごと創生総合戦略を推進しつつ、第5次利根町総合振興計画の策定も進めるとのことです。過疎地域脱却のための計画を策定し、今後はこれを着実に実行していかなければなりません。さらに、さきの選挙で町民が選んだ佐々木町長の公約を進めていく上でも、まちづくりの観点から企画部門が重要な役割を担ってくると思います。

これらの業務を抱え、利根町の未来を設計しながら、財政状況が悪化しつつある町の財政を切り盛りしろというのは、一課長の業務としては余りにも広過ぎて、質のよい仕事は絶対にできないと思います。

先日の決算特別委員会に出席して感じましたが、企画財政課の業務の量の多さと、他の課の業務の量の多さでは、質が違ふと感じました。というのは、他の課は専門性が高いため、狭く、深く、企画財政課は広く、浅くとは言いませんが、とにかく範囲が広過ぎると同時に、地域おこし協力隊の採用など、さらに広くなりつつあり、業務量は増えています。

でも、我々議員や住民は浅くは求めず、常に深くを求めているはずで、この範囲の広

さを緩和し、専門性を高めていくべきだと思います。

これからの利根町には、総合振興計画の策定や過疎地域脱却という大きな目標があります。さらに、町長の公約実現という大きな使命もあります。そのためには、企画部門の質や専門性を高めていかなければなりません。議員の皆さん方は、町はこれまでと同じでいい、変える必要はないと考えるならば、それまでです。

私はそれでは納得できません。私は、今、ここで企画課そして財政課を分け、次年度の予算編成に向け目的達成の手段や方向性を見出す時間をつくり出すことが第1と考えます。その上で必要なら組織の見直しを考えていくというのが、町にとってもベストな選択だと思います。

私はこの条例に賛成いたします。

○10番（若泉昌寿君） 全くそのとおり。

○議長（船川京子君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

7番高橋一男議員。

〔7番高橋一男君登壇〕

○7番（高橋一男君） 皆さん、こんにちは。議案第29号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例に対し、賛成の立場で討論を行います。

これまで企画と財政が一つの課として業務を行ってまいりましたが、現在は業務量が非常に多くなり、まちづくり推進係やシティブロモーションに関すること、また、過疎地域自立促進計画などの業務を設置し、さまざまな業務がふえているため、残業しても追いつかない状況と伺っているところでございます。このような状況は早急に改善しなければなりません。

また、課等設置条例の一部を改正する条例の提案が、時期が早いとか、あるいは全体をなぜ見ないんだという意見もありますが、そういう意見で反対するとしたら、私から言わせると、反対するための反対としか思えません。誰かが意図的な反対をしたとしか思えません。

また、この9月定例会に提出することは、来年度予算に向けての作業業務が非常に多くなってくるため、これからの半年が大事な時期でもあることから、企画と財政を分離することで、これまで以上に作業効率が上がり、これまで以上に課長から見る視野も広くなり、その分、業務内容にも目が届くものと思っているところでございます。

このようなことから、私は利根町課等設置条例の一部を改正する条例には賛成をいたします。

○議長（船川京子君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

9番五十嵐辰雄議員。

[ 9 番五十嵐辰雄君登壇 ]

○9 番（五十嵐辰雄君） 私は、利根町課等設置条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。

今、各議員から反対、賛成、いろいろな意見がありましたけれども、いろいろ判断しますと、今、利根町には職員が約170人くらいおります。皆さんそれぞれの立場で汗を流して一生懸命仕事をしております。決算審査特別委員会でいろいろ議論がありましたけれども、予算ですね、何とかの課では幾ら使ったかと、例えば企業誘致、統計業務、市町村合併とありましたけれども、予算というのは歳出のほうではわずかでございます。170人の職員がいますけど、その中でいろいろな業務があります。学校給食とか道路の維持管理、それから、事務事業、ここに課長がたくさんおりますけれども、各セクションでそれぞれいっぱい仕事をしています。歳出予算を使うのが仕事じゃないんですよ。やっぱり頭のノウハウ、事務事業というのは企画立案とか、いろいろな事務作業がたくさんございます。

一例を申し上げますと、総合計画の策定作業、これは事務事業です。高いお金を出してコンサルタントに委託する業務、それから、印刷料がかかる業務があります。または、5期基本計画、これも相当、事務事業ですから、机に座っていろいろ作業をするのも業務です。それから、過疎地域自立促進計画策定、これもやっぱりお金はかからないけれども、この策定作業は企画財政の所管としては相当な比重があります。これを実行するのは、やはり企画財政とか各担当課です。お金もかかりますけれども、やはり事務作業のいろいろな手続がありますので、予算の支出が多いから、あの課は、例えば道路関係とか、都市建設課、これ相当お金かかっていますね。じゃあ立派な仕事をしていきますかと、そういうふうになりますけど。

例えば統計でございますが、統計では国勢調査、それから、農林業センサス、住宅統計、工業、商業統計がありますけど、これは統計調査員に委託して、中身を点検するのが企画財政課の作業です。報酬くらいでお願いして、あとは内部事務で、国勢調査は相当な比重ですね。全部最終的には担当課で事務作業を点検しています。ですから、役場の仕事は人的資源の活用が町の発展に相当大きく貢献します。

この決算書を見ますと、一般会計、特別会計で全部で7本の会計がございます。やはりこれの総括責任といいますと企画財政でございますので、この企画財政がしっかりしないと、なかなかいい作業ができませんので、私は誠心誠意、働きやすい職場、事務量を総点検していい仕事をしてもらいたいというわけで、この議案第29号には賛成します。

○議長（船川京子君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第29号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例を採決します。  
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立多数です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（船川京子君） 日程第2，議案第30号 利根町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第30号 利根町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（船川京子君） 日程第3，議案第31号 平成29年度利根町一般会計補正予算（第2号）の専決処分についてを議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第31号 平成29年度利根町一般会計補正予算（第2号）の専決処分につ

いてを採決します。

お諮りいたします。

本案は、承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第31号は承認することに決定しました。

暫時休憩いたします。

午前10時45分休憩

---

午前10時55分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

○議長（船川京子君） 日程第4、議案第32号 平成29年度利根町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案に対し、質疑通告している議員は3名です。

これから、本案に対する質疑を行います。

通告順により、9番五十嵐辰雄議員。

○9番（五十嵐辰雄君） それでは、議案第32号について3点ほど質問いたします。

まず、10ページでございます。歳入、款19、項3、目1 貸付金元利収入、この節の5番ですが、災害援護資金貸付金元利収入、当初予算に1,000円計上してあります。今回の補正で469万9,000円ですね。これは提案理由の説明を聞きますと、平成29年度、3件の返済があって、その金額が469万9,000円の補正というわけですが、これ当初予算に1,000円計上してあって、なぜここで補正でこの金額を補正したのかどうか、もっと当初予算に実態の数字を計上すべきだと思うんですが、この1,000円と469万9,000円の関係について説明願います。

それから、返済のところで貸付金の総額と年次の返済計画、多分一覧表があると思うんですが、年次別の返済計画の金額等を詳細にお答えください。

それから、20ページ、歳出ですが、款4、項1、目4の環境衛生費で放射線対策事業、13の委託料で除染廃棄物撤去工事積算業務委託241万1,000円ですが、これは廃棄物除去の工事の積算の見積もり、それから、工事内容、これはもえぎ野台の公園の3カ所だそうですね。この調査した結果、これを搬出するか何かして工事完了ですね、この財源は全部これは国庫支出金とか負担金、そういったものでしょうか。

あと、町のほうの財源の負担はあるか、ないかですが、この責任者は福島原発ですけれども、町の一般財源を投入してやるものでなくて、全てこれは県か国の予算だと思うんです。

それから、今度は26ページ、歳出ですけれども、款8、項1、目1の常備消防費、広域消防費で減額で1,013万4,000円ですが、これは説明によりますと消防署敷地の拡張用地の購入ですが、これは農地法の許可が要るか要らないとかいろいろ説明がありましたけれども、法令等の調査が不十分ではなかったのか、農地法の許可が要るか要らないかについては、事前に予算要求の時点で詳細に検討して予算を要求すべきと思うんですが、その点もお願いします。

以上、3点ほど質問いたします。

○議長（船川京子君） 五十嵐議員の質疑に対する答弁を求めます。

石田福祉課長。

○福祉課長（石田通夫君） それでは、お答えいたします。

まず、災害援護資金貸付金元利収入で補正額469万9,000円についてでございます。

こちらの補正額につきましては、本年4月から8月の間に繰上償還分3件ございました。その合計金額470万円でございます。当初予算に1,000円計上してございますので、その1,000円を引いた残りの469万9,000円を計上しているものでございます。

それで、補正を今、計上しているということで、この計上につきましては、繰上償還をされる方を事前にこちらで把握することは困難でございます。それでその借り入れている方がその年度におきまして返済したいという申し出があった場合に収入しまして、それでその分を補正予算に計上するというようなことでございます。

次に、貸し付け及び返済状況についてということでございます。この災害援護資金貸付金元利収入は、平成23年3月11日の東日本大震災において、半壊以上の被害を受けた被災者に対し資金の貸し付けを行うもので、貸し付け後6年間は償還の据え置き期間で、金利は無利子となっております。償還期間は貸し付けの7年目以降で、利子が年1.5%で7年間で償還をしていただくものでございます。現在の歳入につきましては、繰上償還分が全てでございます。

また、貸し付け実績でございますが、平成23年度6件で1,180万円、平成24年度が10件で1,880万円、平成25年度が2件で180万円、合計で18件3,240万円となっております。

貸付金の利用者の方の人数でございますけれども、16人となっております。

返済状況でございますけれども、平成24年度が3件で115万円、平成25年度が2件で80万円、平成26年度が4件で180万円、平成27年度が5件で213万円、平成28年度が3件で170万円、平成29年度、今年度8月末現在で、先ほど説明したとおり、3件で470万円でございます。合計で20件1,228万円となっております。

平成29年8月末現在、繰上償還により完済した人は5人、借り入れをしている人は11人で、貸付残高は2,012万円となっております。

それと、年次計画ということでございますけれども、年度途中の償還がございまして金額も変わってきております。それで、その償還の計画につきましては、来年度から通常の

償還が始まりますものですから、そちらになりましてから正確な計画を出すということでございます。

○議長（船川京子君） 大津環境対策課長。

○環境対策課長（大津善男君） それでは、五十嵐議員の質問にお答え申し上げます。

質問の一つ目の工事の内容ということでございますが、これは東日本大震災によります東京電力福島第一原発事故の放射能汚染で、空間線量が1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上ございました4つの学校、13の公園につきまして、平成24年度で土壌と剪定枝の除染工事を行いました。その除染した土壌と剪定の枝1トンフレコンバッグに入れまして、その工事場所の学校や公園の地下に保管してございます。

このことに関しましては、既に平成24年10月に議会の放射能等災害対策特別委員会等で報告済みでございます。

今回は、例えば申し上げました除染工事のうちですが、もえぎ野台の自然公園と東公園、それと西公園分で地下に保管してございます剪定枝42袋分、こちらの掘り出しを行いました、焼却施設で焼却いたしまして最終処分場で処理するものでございます。今回の補正予算は、その工事の設計積算を委託するものでございます。

次に、撤去の完了年次ということでございますが、発注を平成30年10月ごろに予定してございます。完了は3月を予定してございます。

この工事が完了しますと、汚染状況重点調査地域の指定が解除となります。

もう一つ、財源ということでしたが、これは補正予算書の9ページに載っています国庫支出金ということで、衛生費国庫補助金で放射線量低減対策特別緊急事業費補助金ということで、ここから入ることになっております。

○議長（船川京子君） 清水総務課長。

○総務課長（清水一男君） それでは、広域消防費の減額につきまして、まず、利根消防署の建てかえに伴う拡張用地の購入が遅れることにより、業務に支障がないのかということでございますけれども、現在の利根消防署が昭和54年に開設しまして、38年経過しておりますので、建てかえが必要となってくることから、町が事前に農地を取得しようとしたものでありますので、現在の利根消防署の建物自体には消防、救急活動に支障を来しているとはお聞きしておりませんので、業務には支障はありません。

稲敷広域消防本部とは、今回の減額内容をお話しておりますし、今後も協議しながらやっていきたいと考えております。

また、農地法の許可要件について、調査不十分であったのではないかとということでございますが、農地を町が取得し活用しますので、農地転用許可が不要となる公共施設であると考えておりましたので、予算計上前に詳しく調査せず計上したものでありますので、五十嵐議員が言いますとおり、予算計上前の調査不足であることは事実でありますので、今後はこのようなことがないように注意していきたいと考えておりますので、よろしくお願

します。

○議長（船川京子君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） それでは、2回目の質疑をいたしますが、まず、災害援護資金貸付金、これは繰上償還だそうですね。これも平成28年度決算書を見ますと、やはり平成28年度は当初で1,000円の予算が計上してあって、補正で170万円、繰上償還は結構なことでございます。

それから、放射能対策の衛生費国庫補助金423万7,000円です。これは補正で241万円ですね。これ国のほうの補助金、支出金ですね、やはり事務事業というのは、何ですか、金を使ったら、予算の金額を執行したからいい仕事したと、そういう概念がやはり多いけれども、やっぱり役場の事務というのは、国や県のほうでは補助金とか支出金を支出しても、その末端のほうで事務作業をするのは市町村の役場なんですね。ですから、国や県のほうでは補助金とか支出金を出しましても、確かに、総務課長、福祉課長、環境対策課長の事務量は相当莫大な量でございます。計画から中間報告、実績報告、検査と、ですから役場の事務というのは目に見えた金額以上に事務作業というのは相当多いわけです。

ですからこの3点質問したんですが、全て了解いたしました。以上で終わります。

○議長（船川京子君） 五十嵐辰雄議員の質疑が終わりました。

次に、10番若泉昌寿議員。

○10番（若泉昌寿君） 私も2点ほど通告してあるんですが、ただいま五十嵐議員が質問した内容と全く同じなので、内容はわかりました。ただ、大津環境対策課長に一つ聞きたいんですが、先ほど枝を焼却炉で処分すると、枝を処分するんですが、その枝は今まで地下に入っていたわけですね。それで放射能の値を調べて処分できるようになっているのか、それともこれから放射能の値を調べるのか、放射能が高かったら処分はできないということですよ、ですから、その辺はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

それと消防関係ですが、こちら今、五十嵐議員が質問してくれましたので内容はわかりました。それで、遅れているということなんですが、目安としてどのくらい先になるのか、その1点だけお願いします。よろしくお願いします。

○議長（船川京子君） 大津環境対策課長。

○環境対策課長（大津善男君） それでは、若泉議員の質問にお答えいたします。

埋まっている枝の線量ということでございますけれども、この事業は、国のほうから最初に来られたのが平成27年11月でございます。それで、平成28年3月に環境省と一番最初に打ち合わせを行いました。その後、平成28年3月16日に、もえぎ野台3カ所の公園の埋まっているところの試掘を行いまして、サンプルを幾つかとってはかっております。その中で一番低い下限値は66ベクレル、一番高いところでも473ベクレル、平均しますと210ベクレルという結果が出ております。

それで、今回、これを処分するに当たりましては特定一般廃棄物に該当するんですけれ

ども、8,000ベクレル以下であれば、特定一般廃棄物として処理できるということでございますので、今回、この工事についての設計積算を行ったものでございます。

○議長（船川京子君） 清水総務課長。

○総務課長（清水一男君） 今後の予定ということでございますけれども、これから稲敷広域といろいろな協議をしなければなりませんし、農地転用の手続もあります。また、開発行為等の手続もありますので、いろいろ調査して、来年度できれば予算計上したいと思っております。

○議長（船川京子君） 若泉昌寿議員の質疑が終わりました。

次に、11番石井公一郎議員。

○11番（石井公一郎君） それでは、議案第32号について質問させていただきます。

歳入で10ページの款17繰入金、節で財政調整基金繰入金で1億7,225万1,000円の減額ということなんですけれども、これは補正前が3億2,899万7,000円であったんですけれども、なぜこのような大きな減額になったかということで、補足説明では交付税の確定によるものであるということなんですけれども、その辺、もっと詳しく説明してください。

今度は歳出ですが、17ページの目10の保健福祉センター費、節の15の工事請負費ですが1,597万8,000円の減、これら減額の理由について、これは地方債の過疎対策事業等の絡みだと思っただけなんですけれども、その辺を組み替えたものがどのように有利なのか、その辺、教えてください。

それに19ページの日、児童福祉総務費、節23の償還金・利子及び割引料、ここで子育てワンストップサービス導入システム改修事業、13番の委託料で28万1,000円、14番の使用料及び賃借料で7万8,000円、この事業について詳しく説明してください。

○議長（船川京子君） 石井議員の質疑に対する答弁を求めます。

飯塚企画財政課長。

○企画財政課長（飯塚良一君） それではお答えいたします。

10ページの財政調整基金繰入金の減額でございますが、財政調整基金は予算の財源を調整し、その健全な運営を図るために設置された基金でございます。この予算財源の調整でございますが、予算編成の際の歳出額に歳入金額を合わせるため、その歳入金額の調整のために財政調整基金を充てております。

今回の補正予算（第3号）は、歳出総額9,353万5,000円に対しまして、実際の歳入額、これは予算書には出てきませんが、実際の歳入額は2億6,578万6,000円でございます、つまり歳入の余剰分が1億7,225万1,000円となります。当初予算編成時には財政調整基金から繰り入れて予算編成しておりましたので、その余剰分を財政調整基金に繰り戻す、つまり減額するというところでございます。

今回、補正予算の補足説明の際、減額の理由は地方交付税の確定によるものと説明いたしました。この歳入が余剰となった原因の主なものとして地方交付税の確定ということ

で説明させていただいたものでございます。

続きまして、保健福祉センターの大規模改造工事費でございます。これにつきましては、保健福祉センターの改修にかかわる請負工事費1,597万8,000円の減額でございます。契約額の確定に伴うものでございます。これに関連いたしまして、充当財源であります過疎対策事業債も減額しております。

その過疎対策事業債でございますが、地方債計画額範囲内での運用となる、有効活用を図る観点から、可能な限り不用額が生じないよう対象事業の進捗状況については、特に留意することとされております。つまり、過疎債の枠だけ確保するのではなく、進捗状況に応じ、補正予算で減額を含めた対応をするようにということでございます。

保健福祉センター改修工事につきましては、既に事業が進捗しておりまして、工事は屋根のカバー工法、それと外壁塗装が主たる工事でございますので、今後の設計変更がないと請負業者のほうにも確認ができましたので、改修工事費と合わせまして過疎債を減額したものでございます。

○議長（船川京子君） 岡野子育て支援課長。

○子育て支援課長（岡野成子君） それではお答えいたします。

初めに、19ページ、目、児童福祉総務費、節23償還金・利子及割引料323万6,000円の補正についての質疑にお答えいたします。

これは、児童手当交付事業に係る平成28年度の国庫負担金の確定により返還金が生じたため計上したものでございます。平成28年度児童手当交付事業の予算につきましては、3月補正で歳入歳出ともに減額させていただきました。例年であれば、その3月の減額補正にあわせて1月提出の国分の精算交付申請で変更する予定でしたが、平成28年度に限り、返還が生じて今回も計上せず翌年度に行う実績報告で計上するよう指示が出されたため、歳入超過となり、今回の返還補正となったものでございます。

次に、同19ページ、子育てワンストップサービス導入システム改修事業についての説明ということでございますが、これは初日に企画財政課長が補足説明させていただきましたとおり、国が進めているマイナンバー社会保障・税番号制度のマイナポータル機能の一つである子育てワンストップサービスに対応するために、子育て支援課の児童手当システムと子ども・子育て支援システムの改修が必要となることから、導入に係る業務委託経費28万1,000円と、システムの使用料6カ月分の7万8,000円を計上したものでございます。

政府が運営するオンラインサービスのマイナポータルを利用した子育てワンストップサービスでは、サービスの検索や電子申請が可能となります。現時点でのサービスの検索につきましては、7月28日より試行運用を開始し、妊娠出産や子育てに係るカテゴリーに情報を載せております。

子育てカテゴリーでは、児童手当、保育所等の利用、児童扶養手当の手続等が検索されるようになっております。今後、仕事等で役場窓口にいらっしゃることが困難な方のため

に、ご自宅にて電子申請ができるよう準備を進めております。

マイナポータルから申請項目を選びますと、茨城電子申請届出サービスにリンクされ、そこで申請の手続を行っていただきます。

今回の補正は、その申請データを子育て支援課のシステムに取り込むための受け取り機能と、加えてマイナポータルでご本人が結果通知等を確認するための、お知らせデータの送信ができるようシステムの改修を行うための経費でございます。

なお、サービスの検索につきましては、どなたでもご利用いただけますが、電子申請を行うためには、本人認証のためのマイナンバーカードとマイナンバーカードを読み取るためのICカードリーダーとパソコンの準備が必要となります。実際の電子申請につきましては、来年度の児童手当現況届から対応できるよう準備を進めているところでございます。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○11番（石井公一郎君） わかりました。

それで、歳入でこの大きな1億7,000万円を減額すると、だから当初でその分だけ余計に、何と言うのか、多目に見ていたということですか、最終的には交付税が確定しないとわからないから。そのように解釈したんですけれども、いかがですか。

それと、歳出で、保健福祉センター改修工事でなぜ保健福祉センターの課長が、そこに載っているのに、これは企画財政課の絡みで、だからということで企画財政課が答えたんですけれども、これは当然保健福祉センターが答えるべきだと私は思うんですけれども、その点はいかがですか。

それと、今、岡野課長が言われたように、これはマイナンバーがないと手続ができないと、それで一つはマイナンバーの発行に、それとこれを普及させるためにはどのようにPRしていくのか。

それともう一つは、インターネットとパソコンがなければできないんだと、それが全部の家庭にあるとは思っていないんですけれども、役場に来なくても児童手当等の手続ができるというようなことは大変いいことだと思っています。どのように住民にこの件をPRしていくのか、その辺はいかがでしょう。

○議長（船川京子君） 飯塚企画財政課長。

○企画財政課長（飯塚良一君） 当初で多く見過ぎていたのではないかとということでございますが、地方交付税に関しましては、当初予算の歳入でも見込んでおります。結果として最終的に交付された、確定した金額がその金額になったということで、財政調整基金は当初予算編成のために、まず歳出にあわせた金額の足りない分を財政調整基金で歳入のほうに入れて調整しているという金額でございますので、当初に入れた分について、予算のほうで余剰金が出た場合には、当然財政調整基金のほうに繰り戻すということで以前から実施しておりますので、これは当初見込みが甘かったと言われればそれまでなんですが、

見込める範囲では見込んでおりました。

○議長（船川京子君） 須海保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（須海 満君） それでは、お答えします。

保健福祉センター改修工事の減額ということで、担当課から説明ということなのですが、確かにそのとおりで申しわけございませんでした。これにつきましては、減額の際に企画財政課と協議をしまして、工事の進捗状況等を企画財政課と協議をしまして減額という形になりました。

○議長（船川京子君） 金子住民課長。

○住民課長（金子三千雄君） それではお答えいたします。

マイナンバーカードの交付枚数と今後の普及促進についてということだと思いますけれども、まず、8月末現在の実績になりますけれども、当町のマイナンバーカードの交付枚数につきましては2,099枚交付してございます。

また、町の人口に対する交付率につきましては、県内44市町村中、第2位の交付率となっております。

マイナンバーカード普及促進でございますが、平成27年度から開始されましたマイナンバー制度につきましては、これまでホームページ、広報、ポスター等で町民の皆様に普及促進を図ってきたところでございます。

また、昨年10月からは、マイナンバーカードによる住民票、印鑑証明がコンビニエンスストアで交付できるようになりました。こちらにつきましても、徐々にではありますが、実績が上がっている状況でございます。

今回は子育て支援課の子育てワンストップサービスシステムでの利用でございましたが、今後はますますマイナンバーカードに付加価値が付き、さらなる利活用が予想されると思いますので、関係課と連携を図りながら、今後も、広報、ホームページ等におきまして、マイナンバーカードの普及促進に努めてまいりたいと思います。

○議長（船川京子君） 岡野子育て支援課長。

○子育て支援課長（岡野成子君） 今回の補正では、電子申請に対応できる入り口を確保したというところまででございます。今後の国の進捗状況を見極めながら、実際の電子申請が可能となる準備が整いましたら、子育て支援課におきましても、ホームページや町の情報メール一斉配信サービスでの情報発信、また、現況届等、個別の通知のときにお知らせするなどの方法で周知を図っていく予定でございます。

また、議員ご指摘のとおり、全てのご家庭で電子申請ができるというようなことではございませんが、どうしても役場に来られないという方のために、幅広く、申請ができるシステムを広げていくというところで、今回の補正になったものでございます。子育て支援課といたしましても、原則的には窓口対応で、相手の方と面しながら、いろいろ届け出でなくてほかにご相談を受けるようなこともあろうかと思っておりますので、そのようなこと

を一応基本としてやっていきたいと思っているわけですが、どうしても来られないという方のためには、やはり電子申請というシステムは導入して準備しておかなければならないと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○11番（石井公一郎君） 先ほどの企画財政課の課長の答弁で、見込みが甘かったと言われれば、それではしょうがないでしょうねと、このような答弁では先が思いやられるんじゃないですか。平成30年度の予算編成については、きちんとやっていただきたいと思ひます。

それと、保健福祉センターのことは保健福祉センターの課長が答弁するんだということで、今度から自分の課のものは自分できちんと答えるようにしてください。

それと、岡野課長の、今は入り口の準備は整ったと、ただ窓口の対応というのは、基本的には窓口の対応がそれは基本になると思うんです。ただ、言われたように、来られない方にはそういうインターネットなり何なりできちんと対応するんですと、それがマイナンバーがないとできませんよということなので、その辺は行政としてもきちんとやっていただきたいと思ひます。

○議長（船川京子君） 石井公一郎議員の質疑が終わりました。

以上で議案第32号に対する質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第32号 平成29年度利根町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（船川京子君） 日程第5、議案第33号 平成29年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第33号 平成29年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（船川京子君） 日程第6，議案第34号 平成29年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第34号 平成29年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（船川京子君） 日程第7，議案第35号 平成29年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第35号 平成29年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（船川京子君） 日程第8、議案第36号 平成29年度利根町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第36号 平成29年度利根町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（船川京子君） 日程第9、議案第37号 平成29年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第37号 平成29年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（船川京子君） 日程第10、議案第38号 平成29年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第38号 平成29年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（船川京子君） 日程第11、議案第39号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案に対し、質疑通告している議員は2名です。

これから、本案に対する質疑を行います。

通告順により、10番若泉昌寿議員。

○10番（若泉昌寿君） それでは、2点のみ質疑させていただきます。

現在の防災行政無線が設置されてから既に何年経過しているのか。

もう1点は、もし今回デジタル化にすると、現在の防災無線との違いはどのようなものか、ちょっと詳しく説明してください。

○議長（船川京子君） 若泉議員の質疑に対する答弁を求めます。

清水総務課長。

○総務課長（清水一男君） それでは、現在の防災無線が設置されてからの年数ということでございますけれども、現在の防災行政無線同報系のシステムは、平成7年3月に設置しておりまして22年が経過しておりまして、設備等については老朽化が進んでおります。

また、現在のアナログ方式とデジタル方式の違いについては、操作性や利便性の向上が図れるものであります。

一つとしましては、現在のアナログ方式では、放送する前、放送する際に役場にある親局設備から職員がみずから話すことにより、屋外拡声子局から放送しておりましたが、デジタル化方式にすることにより、親局設備とパソコンが接続できるようになり、そのパソコンに放送内容を文字入力をする、音声合成方式により音声を人工的に作り出すことができることにより、しゃべり方による個人差がなくなることから、聞き取りやすくなります。

次に、パソコンに文字入力したデータが音声による放送と同時に、情報メールー斉配信サービスに登録されている方や、エリアメールにより携帯電話やスマートフォンなどにメールで情報を発信することができるようになりますので、迅速に周知することができます。

以上が大きな違いでございます。

○10番（若泉昌寿君） 了解しました。

○議長（船川京子君） 若泉昌寿議員の質疑が終わりました。

次に、7番高橋一男議員。

○7番（高橋一男君） 議案第39号 工事請負契約の締結について、質疑をいたします。

平成29年度防災行政無線（同報系）デジタル化工事の一般競争入札で1社入札になっているんですが、これは、ほかに応札業者はなかったのかどうか。その辺と、また、調査基準価格より低い落札金額についてなんですが、調査基準価格より5,697万円ほど低いんですね。それと予定価格より落札率が49.1%、この辺の金額の違い、当初の初日の説明では、ほとんど説明がしていないように受けたんですが、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（船川京子君） 高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

飯塚企画財政課長。

○企画財政課長（飯塚良一君） 入札内容の件でございますので、私のほうから説明させていただきます。

まず最初に、他の応札者についてでございますが、当該工事の公告期間中、設計図書の閲覧に来られた業者数は6社でございます。そのうち応札された業者数は1社であったということでございます。

応札が1社であったことにつきましては、指名競争入札の場合であれば、応札者が1社の場合は競争性が保てないということから不調になるかと思えます。

今回のような一般競争入札の場合は、行政実例におきまして差し支えないと見解が出ております。

その根拠でございますが、一般競争入札の場合、公告により工事概要参加資格等が明らかにしていること、また、入札資格を満たした参加意欲のあるものが入札に参加するということでございますので、入札参加の機会を確保され、1社だけの入札における競争性は確保されるということでございます。

次に、調査基準価格よりも低い落札金額についてということでございます。この調査基準価格というものは、入札金額がこの調査基準価格を下回った場合は、確実な履行ができるかどうかということを調査する基準になる金額でございます。今回の入札におきましては、町では低入札価格調査制度実施規定を設けておりますので、当該工事が予定価格1,000万円以上であったことから、予定価格の100分70を調査基準価格に設定しております。

入札の結果でございますが、入札価格がこの基準価格を下回りましたので、低入札価格調査制度実施規定に基づく調査を実施いたしました。調査は、業者から調査書を提出させまして、発注担当課の総務課と契約担当課である企画財政課におきまして、課長並びに担当者出席のもと業者から事情聴取を行っております。

この結果を、さらに入札参加資格審査委員会に諮りまして、入札参加資格及び当該契約の内容に適合した履行がなされると認められたため、当該業者を落札者と決定したということでございます。

○議長（船川京子君） 高橋議員。

○7番（高橋一男君） 今、説明で調査基準価格よりも低いということで、町としての調査を行ったということ、今、説明で伺ったんですが、当然これ調査価格よりこれだけ低いのですから、調査しないとこれはまずいということですが、それと今1点抜けているのは、落札率が50%以下なんで、この辺は答弁していないんですが、なぜ予定価格よりこれだけ下がったのか、その辺、ちょっと答弁しなかったもので、その辺を含めて次、答弁してください。

それと、落札予定価格ですね、予定価格が2億7,371万円と、この金額に対して半分以下の落札率ということは、この予定価格の金額が、この事業に対して適正な価格なのか、その辺を含めて答弁をお願いします。

○議長（船川京子君） 飯塚企画財政課長。

○企画財政課長（飯塚良一君） 落札率、半分以下になったというところでございますが、ヒアリングの結果、こちらのほうで把握しております。

4点ほどあるんですけども、まず1点目、これまで培ってきた技術や施工ノウハウを集結させ、コストを削減しながらの品質管理や安全確保に支障がなく施工が可能であると

いう回答がございます。

さらに、使用機器、これらにつきましてはグループ会社で一括製造を行っており、複数  
を同時期に発注することで、機器製造コストの縮減ができるということでございました。

工事費につきましては、協力会社からの見積もり金額をダンピングすることなく、要す  
るに低く抑えることなく計上しておりますが、材料費等はグループ内で一括調達すること  
により低価格での調達が可能ということでございました。

さらに、諸経費につきましては、別事業での収入もありまして経営が今、安定している  
ということで、最低限の経費のみ計上したということが、金額を抑えられた理由というこ  
とでございました。

予定価格が適正だったのかどうかなんですが、担当課のほうで、まず設計委託をしまし  
て積算をしております。それに基づきまして、その単価であるとか諸経費につきまして、  
企画財政課のほうの検査係のほうで検査をしております。

ですので、これに基づく積算予定価格ということでございますので、適正であると思っ  
ております。

○議長（船川京子君） 高橋議員。

○7番（高橋一男君） 今、予定価格が適正であるということなんですが、これだけ業者  
そのものがいろいろな角度で節減したということではわかるんですが、これほど価格が下  
がるものなんですか、一般的に。

我々常識では、ちょっと余りにも金額が違うので、これは節減とか、そういう問題は論  
外で、そういうことでは抑える計画をされることはできないと思うし、もしできるなら、  
今まで町の一般競争入札の価格から見たって、到底あり得ないですよ、今までの価格か  
らいったら、こういう数字はないんですから。

大体九十七、八%の落札率なのに、これは予定額の半分以下でできるんですよ。それで  
調査した結果、この価格と見合った事業ができると判断したんでしょう、そうですね。  
ですから、これだけの違いで同じ事業ができるということは、これからも、これまでもそ  
うですが、これからの一般競争入札に対して、非常に低い価格で事業ができる可能性があ  
るということでしょう、やりようによっては。今までそれが一度もなかったということ、  
逆に言えば、これまでが、どの入札を見ても95%以上、これが当然横並びで、九十七、八%、  
これは指名競争入札でなくても、一般競争入札であっても、そのぐらいの落札率でやって  
いるにもかかわらず、この問題に関しては、これから2億7,300万円の事業に対して1億  
3,400万円、この億の、1億4,000万円も金額が違う金額で同じ仕事ができると、私はちょ  
っと考えられないんですが、そういうことは可能なんですか。

ちょっとね、課長の説明でいくと、価格から削減したとか、いろいろ材料費を安く購入  
したとかという話をしていましたがけれども、そのぐらいのものでこれだけの価格を下げる  
ことは、私はちょっと不可能じゃないかと思うんですが、これがもし可能だったら、これ

からの事業ももう少し見直しをして、例えば3,000万円以上ですから、4,000万円の事業でしたら、2,000万円ぐらいで、半分ぐらいでやれるように努力してくださいよ。そうすれば、予算ついて、安い費用で事業ができるということになるわけですから、私、どうもこれまでにない金額であったもので、当初、説明が全くなかったと思うんですね。ですから、すごく不思議に思ったんです。それでこういう質問をしたんですが、その辺を含めて、こういうことが今後も可能なのか、こういうことが相手の業者の努力によってこういう金額に今後なるのかどうか、町でそれくらい努力していこうという努力があるのか、その辺も含めてちょっと答弁をお願いします。

○議長（船川京子君） 飯塚企画財政課長。

○企画財政課長（飯塚良一君） この落札金額につきましては、ちょっと我々も驚いているところでありまして。それゆえに、調査基準額を下回ったということで、我々もヒアリングに関しては慎重に行いました。

大きかったのは、やはり機器の経費が非常に安く済んでいると、それと諸経費のところですね、特に一般管理費なんですけれども、こちらのほうがかなり下がっていると、これについてはどういう理由ですかということ、きちんと聞いております。

また、日立という名前があるので、そのグループ会社、要するに系列ですね、こちらのほうから調達ができるということで、組織自体が大きいということで理解しました。

それと、諸経費につきましては、幅広くグループ会社でやっているの、その中の経費で賄うということで、町のほうでも、まけてくれと一言も言ったことはないんですけれども、金額を下げた入札したと。

今後もこういう金額でできるのかということですが、6社が来て応札しなかったということは、結構きつい金額でも逆にあつたのかなという感じはしています。そこで、今回の落札者が入札に応札してくれまして、この金額でできると言ってくれましたので、それはヒアリングを通じて、そういう理由であれば、金額を下げた理由がしっかりとした根拠がございましたので、それで、我々としては確実な履行ができると判断したものでございまして、今後、入札がこの金額で、一般競争入札だからと言って半額以下になるというものとは、イコールというふうには考えておりません。

○議長（船川京子君） 高橋一男議員の質疑が終わりました。

以上で議案第39号に対する質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第39号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後零時02分休憩

---

午後1時35分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（船川京子君） 日程第12、議案第40号 利根町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とします。

本案に対し、質疑通告している議員は1名です。

これから、本案に対する質疑を行います。

2番新井滄吉議員。

○2番（新井滄吉君） 大分、消しがあるね、12ページの中ほどに、やる気のある農業者を認定農業者に認定するとあります。認定農業者のメリットはどのようなものがあるか。

そして、そのメリットを農業従事者あるいは若者にどう伝えようと考えているのか、お聞きいたします。

それから、やる気のある農業者の育成、発掘方法をどのように考えているのか教えてください……（発言する者あり）一気にやるのわかってるよ。（「質問」と呼ぶ者あり）わかりました。質問は、あと17、18の旧きのご工場、ぼやを起こしたところですね、そこを町の活性化に寄与する施設として利活用を図るといふふうにあります。その時期、あるいはその活用方法の検討、どのように案をつくっていくのか、その方法を教えてください。

それから、27ページです。最近、自助・共助・互助・公助という用語はよくいろいろなところで使うんです。私、これ質問というより私も反省したんですけども、ある障害者が、この方は茨城の中でも身体障害者だった。リードとか指導しているような立場の人です。その人の本を読んで、私はショックを受けてびっくりしたんですけども、その方は。

○議長（船川京子君） 新井滄吉議員に申し上げます。

議員の質疑に当たっては、自己の意見を述べることはできませんと記載されておりますので、そのようにお願いします。

○2番（新井滄吉君） 意見は述べてないよ。

それで、その方が、本の中で大変重度な障害者ですけれども……（発言する者あり）えっ、自助という表現に対して非常に辛いと、そのことを見るのが、自分は災害のときでも何とか努力すると言うんです。そういう気持ちでいるんだけれども、何か枕詞のように自助・互助・共助・公助と使われるということで、これは質問というよりは、これに関係する関係者が全部認識しておいたほうがいいと思うんだ。自助という言葉が、私たちは当然のように使うんですけれども、本人にとっては大変辛いということがありました。それで、質問というよりは、そういうことに気がつけたほうがいいなという、これは質問のような、意見です。

○議長（船川京子君） 新井滄吉議員に申し上げます。

○2番（新井滄吉君） はい、わかった、いいです、それ以上はやらんで、ねっ、そういう、私は、人の意見を聞かないでわかったようなこと言っちゃいけないって言うてるんだよ。そういうことだけ、議長はやり過ぎだよ、最後まで話を聞かないで。ね、ふさわしくないよ、議長としてそれは、と私は思います。まあこんなこといいや。

30ページの最上段、通いの場事業費とはどういうものですか。

素直にこれは質問です。

○議長（船川京子君） 新井滄吉議員、ちょっと確認させていただきたいんですけど。

○2番（新井滄吉君） はい。

○議長（船川京子君） 今、質疑の時間なんですけれども、今の発言で新井滄吉議員の通告された質疑は全部終わったということですか。

○2番（新井滄吉君） 終わりました。

○議長（船川京子君） いいですね。

○2番（新井滄吉君） 聞きたいんですけどいいです。

○議長（船川京子君） それでは、新井滄吉議員の質疑に対する答弁を求めます。

大越経済課長兼農業委員会事務局長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（大越直樹君） それでは、新井滄吉議員の質疑に対しての答弁をいたします。

まず、認定農業者のメリットにはどのようなものがあるかとのことですが、認定農業者に認定されますと、経営所得安定対策における米価等が下落した際に収入を補填する保険的の制度、こちらに加入することができます。

また、経営規模拡大に伴います機械や設備投資に係る資金への低融資、これが受けられます。

また、認定農業者が組織しております協議会、こちらに加入していただきますと、仲間がふえたり、役に立つ情報が得られたり、新たな技術を知ることにもつながります。これらが大きなメリットではなかろうかと考えております。

次に、メリットをどう伝えるかについては、基盤整備事業に係る農家の話し合いの場な

どにおいて、今後の担い手をどうしていくのか話し合う中で、認定農業者について説明をしております。

また、新規就農を希望する方々については、就農相談の際に、制度の案内をしております。

次に、農業者の育成についてはとのことですが、地域の担い手になれるような農業者に対しまして、町から必要とする情報の提供や経営改善のための施設整備に係る支援をしていくことであろうと考えております。

次に、農業近代化施設の活用ということでございますけれども、こちらにつきましては、長年活動を休止してから相当年数がたっておりまして、これまでも使っていただける方を探してはいるんですが、なかなか見つからないということで、今回の過疎対策を機に、もう一度使っていくことができないかということを検討したいということで、計画書のほうに記載をさせていただきましたものですから、時期とか、進め方については、これから検討をするということになります。

○議長（船川京子君） 高橋一男議員が入場いたしました。

それでは、新井滄吉議員の質疑に対する答弁を求めます。

石田福祉課長。

○福祉課長（石田通夫君） それでは質問にお答えいたします。

自助・互助・共助・公助の役割についてとのことですが、27ページの質問のところを見させていただきますと、自助・互助・共助・公助を組み合わせた地域包括ケアシステムの体制を整備しますということで、その整備体制についてお答えいたしたいと思っております。

平成26年6月、介護保険法の改正があり、団塊の世代が75歳以上となる2025年、平成37年を目途に、重度な要介護状態になっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けていくことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築し、実現することを目指すとされております。

これは、医療が必要になったときは医療機関を利用し、看護が必要になったときは介護サービスを利用すること、共助でございます。

また、介護予防並びに生活支援は、地域の住民主体の参画による助け合いや支え合いを利用すること、互助で、これは老人クラブ、自治会、ボランティアや地域の高齢者の助け合いなどであります。

また、住まいは、自宅及び高齢者向け住宅などでの住みなれた地域で生活を継続できる自助・互助・共助及び公助の体制を整備していくものでございます。

次の質問の通いの場事業費とはどのようなものでしょうかというご質問にお答えいたします。

地域住民が主体となった介護予防活動の育成や支援のために介護保険の一般介護予防事業の地域介護予防活動支援事業として、住民交流通いの場事業を平成29年4月から開始し

ております。この事業は65歳以上の高齢者、要支援者及び総合事業対象者などを対象者として、地域の住民3人以上で構成される団体が主体となって行う通いの場において、茶話会、体操、レクリエーション及び認知症予防などの介護予防活動を行った場合に、活動費等を交付するものでございます。

助成の内容は、開設準備費として、開設時のみですが1万円、活動費は1カ月当たり4回までが、1回当たり3,000円、5回目以降は1回当たり1,500円、会場費が1回当たり1,000円となっております。

ただし、人件費、交際費、食料費、弁当代、こちらにつきましては介護予防のために必要な食材の購入費及び茶菓代の経費を除くということで、助成の対象になっている状況でございます。

○議長（船川京子君） 新井滄吉議員。

○2番（新井滄吉君） ありがとうございます。

通いの場というのは、利根町では何カ所ぐらいあるんですか。

○議長（船川京子君） 石田福祉課長。

○福祉課長（石田通夫君） 現在、1カ所でございます。

○議長（船川京子君） 新井滄吉議員。

○2番（新井滄吉君） ありがとうございます。

これは、きのこ工場、放っておくと若者が入ってたばこを吸っている可能性だってある。だから、それだけじゃないと思うんですけども、これから検討するというところで、それは経済課が担当して経済課が考えるんですか、それともどこかに諮って案を考えるんですか、その辺、教えてください。

○議長（船川京子君） 大越経済課長兼農業委員会事務局長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（大越直樹君） どういうふうに考えたんですかということなんですが、経済課のほうとしては、以前から、きのこ工場についてはどうかしないといけないという懸案事項でございましたので、今回の計画を機に、何とかできたらなという思いで、一応計画のほうには載せさせていただきました。

○議長（船川京子君） 新井滄吉議員の質疑が終わりました。

以上で議案第40号に対する質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

10番若泉昌寿議員。

[10番若泉昌寿君登壇]

○10番（若泉昌寿君） 議案第40号 利根町過疎地域自立促進計画の策定につきまして、私は討論の立場としてこれから申し上げます。議案第40号に対しては、私は賛成の立場で

討論を行います。

利根町過疎地域自立促進計画の策定について、私の考えを述べさせていただきます。

まず、利根町が4月に過疎地域に指定されたこと、そのことが大変な驚きを感じ、信じられない気持ちでございました。過疎に指定された要因は人口減と財政の悪化ですが、東京圏内50キロメートル内の利根町が、過疎指定になるとは思っていませんでした。前遠山町長はどんな町政のかじ取りをやっていたのかと言いたい気持ちもありますが、私たち議員にも責任はあったと思っております。

しかし、現実には過疎指定になったことは紛れもない事実でございますので、今後は努力して、一日も早く過疎指定から脱却していかれるよう、行政、議会、町民の方々と一体となり頑張らなければならないと思っております。

では、過疎地域自立促進計画の策定、中身について、私の感じたことを述べさせていただきます。

まず、人口は昭和50年では9,500人でしたが、その後、団地の造成が始まり、平成5年では2万1,000人となりましたが、その後は人口減となりました。要因は交通の便の悪さと働く場所がないので、成長すると利根町から離れて人口減となります。

高齢者の方は残りますが、退職はしておりますので、町税も年々減少し、財政力も衰えました。その結果が過疎指定にされたと思っております。

これからの人口の増加は、なかなか無理とは思います。では、利根町は今後どのように進めていくのが課題となります。

まず、産業の振興ですが、基幹産業が利根町は米づくりでございます。現在、基盤整備は東部地区は終わり、北部地区もほぼ終了に近くなりました。早く全体の整備が終わり、大型機械が導入できて、若い人たちが従事できるようにしていかなければならないと思っております。

商業では、近隣市町村への大型店舗の出店、商店街の後継者の減少で、消費者の方に対し満足していただけていないのが現実です。現在、商店街発展のために商品券を発行しておりますが、継続的な効果はないと思えます。これからも、新たなイベントが必要と思えます。

また、今後、高齢化が進み、買い物難民がふえてきます。そのようなとき、行政は商工会と協力をし合っていくことが肝心です。高齢者率が40%以上になっております。今後も進むことと思いますが、幸いなことに、この利根町は元気な高齢者が多く、毎日を楽しく過ごしております。これからも元気で過ごせるよう、町は地域包括支援センターや保健福祉センターが中心となり、介護予防事業を推進することだと思えます。

子育て支援につきましては、当町は子育て支援事業計画を策定していますが、思うような結果が出ておりません。頑張ることが必要と思えます。

また、教育に関しましては、小学校3校、中学校の大規模改修及び体育館の工事も終わ

り、よい環境の中で学ぶことができるようになりました。生徒たちは、勉強に励むことができることと思います。

空き家対策につきましては、利根町空き家等対策計画に基づき適正管理を行っていますが、なかなか結果が出ていませんが、続けていくことでございます。

いずれにいたしましても、利根町は4月に過疎地域に指定されましたが、これからが大変だと思いますが、町長初め、職員の皆様、私たち議員はもちろん、町民の方々のご理解、ご協力が必要となります。一致団結し、県、国の力をかりながら一日も早く過疎地域自立促進計画に基づいていきながら頑張りたいと思います。

私は、議案第40号に対して賛成の立場で討論をいたします。

最後に、町長に申し上げます。

佐々木町長が就任したときは、過疎指定にされていました。これからはやり甲斐のあることだと思いますが、現在、町長である以上は過疎から脱出することが、まず第1の努力だと思います。町民1万6,000人余、職員170名、私たち12名が協力いたします。絶対に県の力、そして国の力をおかりしながら、一日も早く過疎指定から外れるよう、皆さんの力で頑張りたいと思います。町長、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（船川京子君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第40号 利根町過疎地域自立促進計画の策定についてを採決します。  
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（船川京子君） 日程第13、議案第41号 平成28年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

石井公一郎決算審査特別委員会委員長。

〔決算審査特別委員会委員長石井公一郎君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（石井公一郎君） それでは、議案第41号 平成28年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件について報告いたします。

当委員会は、平成29年9月5日から7日までの3日間にわたり、町長、教育長、担当課長及び担当職員の出席を求め、歳入は款1の町税から款20の町債まで、歳出は款1の議会費から款12の予備費まで、委員10名、全員出席のもと慎重なる審査を行いました。

その結果、委員長を除く委員全員賛成により原案を認定するものと決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

ここで、各委員からの指摘事項及び意見等をまとめ、委員長の所見を述べさせていただきます。

予算執行における不用額については、年度末での申請等に基づく支出や突発的な支出に備えて予算を残すことは、執行部の立場としては理解するところもありますが、適正な理由もなく多額の不用額を生じている事業もありましたので、予算の適正な執行に努めていただきたい。

事業におきましては、特に教育費において多額の予算を投入した学校の大規模改造工事が終了しましたので、整った教育環境の中で子供たちの学力向上に力を入れていただき、利根町の教育は素晴らしいと言っただけのような期待しております。今後は、教育長の陣頭指揮のもと、子供たちの教育支援になお一層の努力をお願いいたします。

最後に、現在の財政状況が厳しい中、費用対効果を検証し、住民福祉の向上に向けて次年度予算編成作業を行うよう要請するものであります。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（船川京子君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第41号 平成28年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

本案に対する委員長報告は認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第41号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

○議長（船川京子君） 日程第14，議案第42号 平成28年度利根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

石井公一郎決算審査特別委員会委員長。

〔決算審査特別委員会委員長石井公一郎君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（石井公一郎君） それでは，議案第42号 平成28年度利根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件について報告いたします。

当委員会は，平成29年9月6日，委員10名全員出席のもと，事業勘定及び施設勘定について慎重なる審査を行いました。その結果，委員長を除く委員全員の賛成により，原案を認定するものと決定しましたので，会議規則第77条の規定により報告いたします。

歳入については，国民健康保険税において被保険者の減少，低所得者の増加があります。収入未済額は約8,500万円，また，国庫支出金は保険給付の伸びにより前年度より大幅な増収であり約6,000万円，国保財政の安定化と税負担の公平性の観点からも，さらなる国保税の収入率アップを強く望むものであります。

2，歳出について，前期高齢者の増加と高額医薬品により保険給付が大幅な伸びとなっております。この傾向は今後さらに顕著にあらわれると予想されるので，保健事業のさらなる充実，医療適正化に取り組んでいただきたいと考えております。

以上で報告を終わります。

○議長（船川京子君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず，原案に反対する議員の発言を許します。

次に，原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。

それでは，議案第42号 平成28年度利根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

本案に対する委員長報告は認定です。

お諮りいたします。

本案は，委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第42号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

○議長（船川京子君） 日程第15、議案第43号 平成28年度利根町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

石井公一郎決算審査特別委員会委員長。

〔決算審査特別委員会委員長石井公一郎君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（石井公一郎君） それでは、議案第43号 平成28年度利根町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件について報告いたします。

当委員会では、平成29年9月7日、委員9名、委員1名欠席のもと、慎重なる審査を行いました。その結果、委員長を除く委員全員の賛成により、原案を認定するものと決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

各委員の意見等をまとめ、委員長の所見を述べさせていただきます。

歳入については、収入済額2億7,668万386円、不納欠損額21万9,618円、収入未済額335万2,670円、町債の1,500万円に対する収入は1,310万円で、差額の190万円は霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金として翌年へ繰り越しする。不納欠損額21万9,618円は101件を欠損しました。

歳出については、支出済額は2億6,435万3,021円、実質収支額は1,215万7,000円であります。

以上で報告を終わります。

○議長（船川京子君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第43号 平成28年度利根町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

本案に対する委員長報告は認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第43号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

○議長（船川京子君） 日程第16、議案第44号 平成28年度利根町営霊園事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

石井公一郎決算審査特別委員会委員長。

〔決算審査特別委員会委員長石井公一郎君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（石井公一郎君） それでは、議案第44号 平成28年度利根町営霊園事業特別会計歳入歳出決算認定の件について報告いたします。

当委員会は、平成29年9月7日、委員9名、委員1名欠席のもと、慎重なる審査を行いました。その結果、委員長を除く委員全員の賛成により、原案を認定するものと決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第44号で各委員の意見等をまとめ、委員長の所見を述べさせていただきます。

霊園の区画数は1,199区画、霊園の永代使用料償還金は3年、基金が約1億9,200万円あり、今後、永代供養の増設工事や公園の舗装改修工事を行うというようなことでありました。霊園の定期清掃や除草作業を実施し、園内の環境保全に今後とも努めていただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（船川京子君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第44号 平成28年度利根町営霊園事業特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

本案に対する委員長報告は認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第44号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

○議長（船川京子君） 日程第17、議案第45号 平成28年度利根町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

石井公一郎決算審査特別委員会委員長。

〔決算審査特別委員会委員長石井公一郎君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（石井公一郎君） それでは、議案第45号 平成28年度利根町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件について報告いたします。

当委員会は、平成29年9月6日、委員10名全員出席のもと、慎重なる審査を行いました。その結果、委員長を除く委員全員の賛成により、原案を認定するものと決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

各委員の意見等をまとめ、委員長の所見を述べさせていただきます。

第1号被保険者保険料の収入済額は3億7,989万1,450円、不納欠損対象者は64名、欠損額186万1,950円、収入未済額659万6,800円となっております。

介護保険料は公費とともに介護保険制度を支える財源であり、制度の秩序と公平を期するためにも、未納者の納付についてはしっかりした対応をしていただきたいと思います。

歳出については、歳出合計13億5,929万6,323円、保険給付費が12億3,112万1,444円で、歳出全体の90.57%であります。

以上で報告を終わります。

○議長（船川京子君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第45号 平成28年度利根町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

本案に対する委員長報告は認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第45号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

○議長（船川京子君） 日程第18、議案第46号 平成28年度利根町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

石井公一郎決算審査特別委員会委員長。

[決算審査特別委員会委員長石井公一郎君登壇]

○決算審査特別委員会委員長（石井公一郎君） それでは、議案第46号 平成28年度利根町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定の件について報告いたします。

当委員会は、平成29年9月6日、委員10名全員出席のもと、慎重なる審査を行いました。その結果、委員長を除く委員全員の賛成により、原案を認定するものと決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

委員長の所見を述べさせていただきます。

この事業の歳入は、介護保険の地域支援事業の介護予防マネジメントの収入が主なもので、歳出は介護予防マネジメントに伴う介護支援専門員の人件費等が主なものであります。今後とも予算の執行に厳正かつ適正に行っていただきたいと思っております。

以上で報告を終わります。

○議長（船川京子君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第46号 平成28年度利根町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

本案に対する委員長報告は認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第46号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

○議長（船川京子君） 日程第19、議案第47号 平成28年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

石井公一郎決算審査特別委員会委員長。

〔決算審査特別委員会委員長石井公一郎君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（石井公一郎君） それでは、議案第47号 平成28年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件について報告いたします。

当委員会は、平成29年9月6日、委員10名全員出席のもと、慎重なる審査を行いました。その結果、委員長を除く委員全員の賛成により、原案を認定するものと決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

委員長の所見を述べさせていただきます。

歳入においては、被保険者の増加、保険料や一般会計からの繰入金が増加しております。歳出においては、保険料などの伸び、後期高齢者広域連合納付金が増加しております。高齢化の進展により、被保険者がさらに増加するものと考えます。引き続き健全な財政運営をお願いしたい。

以上で報告を終わります。

○議長（船川京子君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第47号 平成28年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

本案に対する委員長報告は認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第47号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

ただいま議会運営委員会委員長から委員会提出議案第1号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

---

○議長（船川京子君） 追加日程第1、委員会提出議案第1号 利根町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

新井邦弘議会運営委員会委員長。

〔議会運営委員会委員長新井邦弘君登壇〕

○議会運営委員会委員長（新井邦弘君） ただいま追加で上程しました委員会提出議案第1号についてご説明いたします。

委員会提出議案第1号 利根町議会委員会条例の一部を改正する条例。

まず、提案理由を申し上げます。

本案は今定例会に町長提出議案で上程され、午前中に可決されました議案第29号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例により、企画財政課が企画課と財政課に分かれたことから、総務産業建設常任委員会の所管課を改正したいので提案するものです。

また、施行日が10月1日であるため早急に提案するものであります。

次に、改正内容につきましては、参考資料及び新旧対照表より説明いたします。

利根町議会委員会条例の一部を改正する。第2条第1号中、総務産業建設常任委員会所管で、「企画財政課の所管に属する事項」を「企画課の所管に属する事項」「財政課の所管に属する事項」に改正します。

附則で、この条例は平成29年10月1日から施行する。

以上、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに利根町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

○議長（船川京子君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） ご異議なしと認めます。

それでは、委員会提出議案第1号 利根町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、委員会提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（船川京子君） 日程第20、議員派遣の件を議題とします。

本件については、お手元に配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第127条の規定により、議員を派遣するものであります。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

なお、議員派遣に変更がある場合は、議長に一任とさせていただきます。

---

○議長（船川京子君） 日程第21、常任委員会並びに特別委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長並びに特別委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、

閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

○議長（船川京子君） 日程第22、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配りました所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

○議長（船川京子君） ここで、五十嵐辰雄議員から、茨城県後期高齢者医療広域連合議会の報告について発言を求められておりますので、これを許します。

五十嵐辰雄議員。

〔茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員五十嵐辰雄君登壇〕

○茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員（五十嵐辰雄君） 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員、五十嵐辰雄でございます。それではご報告いたします。

平成29年第1回臨時会は7月24日開催されました。

議案第9号 茨城県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることについて。

現在、副広域連合長である小谷隆亮氏は、平成29年7月28日に任期が満了します。よって、副広域連合長として適任である同氏を選任したいため、議会の同意を求める。全員異議なく同意しました。

議案第10号 茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて。

平成29年6月17日に議会選出の監査委員の任期が満了しました。よって、適任である古川洋一氏を選任したいため、議会の同意を求める。全員異議なく同意しました。

以上で議事日程は全部終了しました。

次に、平成29年第2回定例会は、8月17日開催されました。

議案第11号 平成29年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について。

第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,822万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,814万5,000円とする。

議案第12号 平成29年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予

算（第1号）について。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67億1,780万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,202億5,049万9,000円とする。

認定第1号 平成28年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

まず一般会計ですが、歳入は8億9,781万1,243円で、前年度と比較しまして3,544万円の増であります。率にしまして4.1%の増となりました。歳出では8億9,254万6,404円で、前年度と比較しまして3,404万円の増で、率にしまして4.0%の増となりました。歳入歳出差引残額は526万4,839円となりました。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

歳入ですが3,102億6,031万5,033円です。前年度と比較しまして34億7,903万円の増で、率にしまして1.1%の増となりました。一方、歳出は3,037億8,594万2,135円です。前年度と比較しまして19億2,827万円の増で、率にしまして0.6%の増となりました。歳入歳出残額でございますが64億7,437万2,898円です。

以上、全議案につきまして全員賛成、並びに全員同意されました。

以上で報告を終わります。

○議長（船川京子君） 報告が終わりました。

次に、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

佐々木喜章町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） 平成29年第3回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

9月1日から本日まで、通算15日間にわたり行われました今期定例会では、今年度の補正予算を初め、条例の改正や計画の策定、また平成28年度の決算認定など、合計20件の案件をご提案しましたところ、議員の皆様方の慎重なるご審議の結果、全て原案のとおり可決並びにご承認をいただき、心より御礼申し上げます。

また、本定例議会では、9月5日から3日間の日程で行われた決算審査特別委員会、そして11日、12日、13日の一般質問、さらには本日の議案質疑など、それぞれの過程におきまして議員の皆様からいただいたご質問やご意見等につきましては、大変貴重なものとして、今後の町政運営の参考にさせていただきたいと考えております。

今定例会の冒頭でも触れましたが、昨今の景気は緩やかな回復基調が続き、雇用面でも有効求人倍率は5カ月連続で上昇、また、完全失業率は前月比横ばいですが、女性の失業率が24カ月ぶりに低水準となるなど、雇用環境は安定した状況が続いているとの見方がされているところでございます。

こうした状況の中、当町におきましても人口減少問題を初め、地域活性化や産業振興な

どさまざまな分野で大きな課題が山積みしているのも事実です。

今後は公約実現に向け、誠意、努力はもちろんのこと、まち・ひと・しごと創生総合戦略や本日ご承認いただきました過疎自立促進計画に掲げたさまざまな事業を着実に実行していくことで、人口減少の緩和や過疎地域からの脱却につなげていきたいと考えております。

これからも町民の皆様の声に耳を傾けながら、住民福祉の向上のために頑張っていきたいと思っておりますので、議員各位におかれましては、ますますご自愛され、さらなる町の発展のためにご理解とご協力のほどをよろしくお願い申し上げまして、議会定例会の閉会に当たり、挨拶とさせていただきます。

15日間、大変ご苦勞さまでございました。

○議長（船川京子君） 発言が終わりました。

---

○議長（船川京子君） 以上で本定例会の日程は全部終了しました。

これをもちまして、平成29年第3回利根町議会定例会を閉会します。

次回の平成29年第4回定例会は、平成29年12月5日火曜日の開会を予定しております。

お疲れさまでした。

午後2時47分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 船 川 京 子

署 名 議 員 高 橋 一 男

署 名 議 員 今 井 利 和